

此レ二日間増ス率一辭職ノ場合ハ二分ノ
一ヲ支給スル事
其公同休業ノ場合ハ全給ヲ支給スル事

亦下所轄農産警察署ニ於テハ七日被解雇者
且其他重立トシテ職工ヲ令署ニ招致シ職
工等ノ入場ニ際シ暴行其他不逞行為ヲ
不場令ニ於テハ假借トシ處分スル事
其ノ其ノ置キ方

近ノ河工場別職工致スル如シ
給上(六五) 職工(八二) 録物(六〇) 三
不型(二二) 警正(三三) 焼解(二五)
録物(二三) 汽給(六) 電办(二二)
給(三三)

孫工取
原川

幣収甲第五四五號

大正十一年十月十二日

警視總監堀田 貞

181号

内務大臣水野錬太郎殿
京都大阪神奈川兵庫

各府縣知事殿

司法省刑事局長殿

東京控訴院換事長殿

東京地方裁判所換事正殿

株式会社大島製鋼所奉議ニ関

スル件